

事務連絡
令和7年(2025年)12月5日

関係社会福祉施設等の長様
各介護保険施設等の長

山口県健康福祉部長寿社会課長

季節性インフルエンザ等の感染拡大に備えた医療機関の適正な受診について

季節性インフルエンザを含む急性呼吸器感染症（ARI）への対応については、「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について」（令和7年11月20日付令7厚政第597号）においてお知らせしたところですが、今般、季節性インフルエンザの流行拡大を受け、令和7年11月26日に県下全域に「インフルエンザ流行発生警報」を発令し、県民に対する注意喚起を行ったところです。

こうした中、年末年始に向けて更なる感染拡大が懸念されており、適切な医療提供体制の確保に向けた取組が必要となるところですが、県内の一部の施設や教育機関においては、職員や児童・生徒に対し、出勤・出席停止等の取扱いに際し、罹患証明書や診断書等の提出を求めている例があるとの情報を得ているところです。

こうした目的の受診については、外来医療機関のひつ迫の一因となりうるものであり、別添令和7年11月12日付厚生労働省・こども家庭庁・文部科学省事務連絡においても「医療機関等が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めるため受診することは控えていただきたいとの要請がなされているところです。

については、当該通知の趣旨を改めてご確認いただき、適切にご対応いただくようお願いします。

長寿社会課
施設班：小八重 083-933-2793
介護保険班：田村 083-933-2774